



大田区告示第 号

入 札 公 告

羽田空港天空橋船着場修繕工事設計委託について、制限付一般競争入札を行うため、大田区建設工事等電子入札実施要綱（平成18年3月31日付け経経発第594号）第6条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月13日

大田区長 鈴木 晶 雅

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 種 土木設計
- (2) 委託件名 羽田空港天空橋船着場修繕工事設計委託
- (3) 委託場所 大田区羽田空港一丁目1番2号（羽田空港天空橋船着場）
- (4) 委託概要 船着場修繕設計 一式
- (5) 期 間 契約締結の翌日から令和9年3月15日まで
- (6) 予定価格 非公表
- (7) 前 払 金 適用対象

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる（1）から（9）までの全部に該当し、かつ、3の方法により入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種『土木設計』の共同順位が、一般競争入札参

加資格確認申請書の提出（以下「希望申請」という。）時に
200位以内であること。

（３） 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間
中でないこと。

（４） 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年12月
19日付け25総経発第11201号）による指名停止期間中でないこ
と。

（５） 経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号）第21
条第１項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社
更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更生手
続を行ったとき。）にないこと。

（６） 次の資格等を持つ技術者を契約時まで配置可能であること。

ア 配置予定主任技術者は、技術士の資格、R C C Mの資格、
土木鋼構造診断士又は土木学会認定資格を有すること。ただ
し、当該技術者は入札参加申請日の日以前に３か月以上の雇
用関係を有する者であること。

イ 配置予定照査技術者は、技術士の資格、R C C Mの資格、
土木鋼構造診断士又は土木学会認定資格を有すること。ただ
し、当該技術者は入札参加申請日の日以前に３か月以上の雇
用関係を有する者であること。

ウ 橋梁診断員は「公共工事に関する調査及び設計等の品質確
保に関する技術者資格登録規定（国土交通省）」に橋梁（鋼
橋）の診断の資格として登録されている資格を有する者。た
だし、当該技術者は入札参加申請日の日以前に３か月以上の
雇用関係を有する者であること。

エ 橋梁点検員は「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規定（国土交通省）」に橋梁（鋼橋）の診断の資格として登録されている資格を有する者。ただし、当該技術者は入札参加申請日の日以前に３か月以上の雇用関係を有する者であること。

オ 担当技術者は技術士の資格、RCCMの資格、土木鋼構造診断士の資格又は土木学会認定資格を有すること及び港湾・河川施設の点検・調査の実績又は港湾・河川施設の補修設計の実績を有する者。ただし、当該技術者は入札参加申請日の日以前に３か月以上の雇用関係を有する者であること。

カ 主任技術者と橋梁診断員及び担当技術者は兼務可能とする。

（７） 過去に官公庁発注の港湾・河川施設設計の契約実績（以下「官公庁実績」という。）を有すること。ただし、官公庁実績は履行がすでに終了しているものに限る。

（８） 電子調達サービスの「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」に定義するところの関係会社が同時に申し込むことはできない。

（９） （１）から（８）までに掲げるもののほか、法令を遵守しないなどの不適切又は不誠実な行為がある者は申し込むことができない。

3 競争入札に参加する資格の審査

（１） この入札に参加を希望する者は、電子調達サービスを通じて希望申請を行い、この入札に参加する資格があることの審査を受けなければならない。

(2) 希望申請に伴う資料の提出

ア 配置予定技術者調書（配置予定技術者の保有資格を証明する書類を添付すること。）

イ 官公庁実績を有する事実を示す契約書等の写し（大田区経理管財課発注の場合は提出不要とする。）

ウ 各担当者の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）

上記資料を電子調達サービス又はFAX等により提出しなければならない。FAXの場合の送信先は、経理管財課契約担当宛てFAX番号5744－1508とする。提出のない申請は無効とする。

(3) 希望申請期間

令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年10月19日（月）午後4時までの間。ただし、電子調達サービス利用制限日時を除く。

(4) 入札参加資格の通知

審査の結果は、希望申請を行ったときから令和8年10月21日（水）までの間に、電子調達サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知書」という。）により、入札参加資格の有無を通知する。

4 契約約款の閲覧

契約書は大田区所定の契約書を使用し、その契約約款及び大田区における契約に関する特約を希望申請期間中に経理管財課カウンターにて閲覧に供する。

5 設計図書の配付

- (1) 設計図書は電子調達サービスの「発注図書受領」機能により配布する。
- (2) 設計図書を受領しないものは入札に参加することができない。
- (3) 本案件についての現場説明は行わない。

6 入札期間及び方法等

- (1) 通知書受領の日から令和8年11月4日（水）午後4時までの間。ただし、電子調達サービス利用制限日時を除く。
- (2) 電子調達サービスによる（郵送による入札は認めない。）。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る納税義務者であるか否かにかかわらず、その見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせて2回とする。
- (5) この入札には最低制限価格を設定する。なお、開札した場合において、最低制限価格より低い価格で入札をした者については再入札に参加できない。
- (6) この入札には、「大田区競争入札取扱要領」（平成27年4月1日付け26総経発第11374号。以下「入札取扱要領」という。）を準用する。

7 入札の取りやめ

この入札において、入札参加者に談合その他不穏な動きがあり、又はその疑いがある場合において入札を公正に執行することができな

いと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

8 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があったとき
- (2) 虚偽の申出を行った者がした入札
- (3) この入札に参加する資格があると確認された者であって、入札時点において2に掲げる資格要件が一つ以上欠けた者がした入札
- (4) その他、入札取扱要領に違反した入札

9 開札日時等

- (1) 令和8年11月5日（木） 午前10時
- (2) 電子調達サービスによる。

10 落札者

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者には電子調達サービスにより、開札日時以降に通知する。通知を受けたものは、速やかに経理管財課契約担当宛てに来庁すること。ただし、落札者とされた者が8に掲げる行為を行った場合には、その落札を無効とする。

11 入札経過調書

入札経過調書は、入札終了後、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札情報サービスにおいて閲覧に供する。

12 入札保証金

大田区契約事務規則第12条第2項に該当する場合は免除とする。

13 契約保証等

免除とする。

14 契約書の作成及び契約の確定

この契約は、大田区及び落札者の両者が、契約書に記名押印したときに確定する。なお、契約書を電磁的記録にて作成する場合には、大田区及び落札者の両者が電子署名を付与したときに確定する。

15 この公告についての問合せ先

大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎 9 階

総務部経理管財課契約担当 電話5744－1162